經濟論叢

第七十九巻　第五號

町村合併の「都市型」と「農村型」……島　恭　彦　1

ドイツ帝国主義と財政改革問題……大　野　英　二　17

「ケットの反乱」について……松　村　幸　一　43

昭和三十二年五月

京都大學經濟學會

ドイツ帝国主義と財政改革問題

大野英二

まえおき

第一次ロシア革命の衝撃をうけて労働運動は新しい昂揚期をむかえ、帝制ドイツの内政はひときわ鋭化した階級闘争のさなかにあった。そのさい主要な抗争点となったのは、帝国財政改革問題とプロイセン三級選挙法改正問題であり、しかも二つの問題は密接な対応関係をもっていた。さしあたって、帝国財政改革問題をめぐる抗争の推移を追跡し、それが『結集政策（ザンムルングスポリティーク）』解体以後の帝制ドイツの内政の展開のうえに、どうした歴史的意義をもっていたかを明らかにしておきたい。そうした分析をすすめるまえに、帝国財政改革問題が、どのような必然性にもとづいて提起され、また、どのような性格をおびた改革として提起されたかを指摘して、問題の所在をはっきりさせておこう。

新制ドイツ帝国の連邦主義的政治構造を反映して、所得税や法人税等の直接税は連邦各邦の掌中にあったため、帝国財政の支柱をなしていたのは、関税・消費税・取引税・郵便電信収入および連邦国費分担金であった（第一表[1]参照）。つまり、関税・消費税等によって帝国財政が塡補されないばあい、連邦各邦から帝国へ納付される分担金

第一表　ドイツ帝国財政収入の推移

	1878	1881	1891	1901	1907	1913
関税	101140 32.4%	181346 47.1%	378470 56.1%	494388 53.9%	644745 52.1%	679322 39.7%
消費税	134747 43.2%	173520 45.1%	264019 39.1%	323508 35.3%	422307 34.1%	690660 40.3%①
取引税	5831 1.9%	13031 3.4%	32536 4.8%	83478 9.1%	113216 9.1%	242941 14.5%①
相続税	—	—	—	—	26264 2.1%	46357 2.7%
連邦国費分担金	79209 22.5%	17180 4.5%	(−66878)	15226 1.7%	31575 2.6%	51941 3.0%
合計	311927 100.0%	385077 100.0%	675025 100.0%	916600 100.0%	1238107 100.0%	1712041 100.0%②

註。I〕単位＝1000マルク。II〕①印の項は調整金を除く。②印の項は国防分担金820を含む。

によって塡補されるたてまえになっていた（ドイツ帝国憲法第七〇条参照）。そのような帝国財政の機構にたいして改革の企図が大きく浮びあがってきたのは一九〇六年以降であった。一面では、ドイツ帝国主義の発展にともなう軍事費の膨脹、とりわけ海軍費の飛躍的膨脹に直面して（第二表[2]参照）、従来の機構が限界に達し、また他面では、労働者階級の組織の急速な成長にもとづく力関係の推移は、関税や消費税により大衆に負担を転嫁する従来の機構の安易な継続を許さなくなっていたのである。まず、帝国財政の連邦主義的機構の要石をなす連邦国費分担金の推移について検討すれば、それは、一八七九年の関税改革にさいしても、フランケンシュタイン条款によって維持されていた[3]。フランケンシュタイン条款は、関税およびタバコ税の収入の従来三カ年平均額一・三億マルクを凌駕する額が連邦国費分担金を基準として帝国から連邦各邦へ交付されることを規定し、その後の関税や消費税の増収にたいしても適用されたために、八〇年代以降、右条款にもとづいて帝国から連邦各邦へ交付される額が連邦国費分担

第二表　ドイツ帝国陸海軍事費の膨脹

年度平均	帝国経費総額	陸軍費*	%	海軍費*	%
1876 / 1880	717646.6	435067.3	60.62	49592.9	6.91
1881 / 1885	775515.2	419156.2	54.05	43484.2	5.61
1886 / 1890	1372676.2	598984.5	43.64	57108.3	4.16
1891 / 1895	1553023.1	650547.4	41.89	86129.2	5.55
1896 / 1900	1877723.6	702739.9	37.43	133993.3	7.14
1901 / 1905	2253105.9	781619.6	34.69	228229.3	10.13
1906 / 1910	2872462.3	958177.8	33.36	362095.8	12.61
1911 / 1913	3103880.9	1147700.6	36.97	478089.0	15.40

註。Ⅰ〕単位＝1000マルク。Ⅱ〕＊印の項は恩給等を含む。

金の額を凌駕する状態を招来していた。[4] しかしながら、帝国主義的発展にともなう帝国経費の膨脹のため、一八九九年以降、連邦国費分担金は再び帝国から連邦各邦への交付金を上廻り、その開きはことに一九〇六年以降飛躍的に増大し、[5] 連邦国費分担金の納付期限の延長さえ実施される事態を生じていた。次に、帝国公債の発行について検討すれば、帝国創立のさいには、フランスからの賠償金の流入により、北ドイツ連邦の公債を償還したうえになお四〇億マルクの余裕を残していたが、一八七六年に最初の帝国公債が発行されたのち、帝国公債発行残高は漸次に累積し、一九〇二年には二七・三億マルク、一九〇六年には三六・四億マルクに達し、利子負担の圧迫が増大していた。さいごに、帝国財政の最も主要な財源をなす関税および消費税について検討してみれば、その人口頭割負担は、一八七八年＝五・三マルクから、一八九一年＝一二・九マルク、一九〇一年＝一四・三マルク、一九〇七年＝一七・二マルクへと増大している。[6] すでに世紀の交のドイツ艦隊法は、「大衆消費に負担を課する帝国間接税の引上げまたは増加」にたいする禁止規定をかかげて、[7] 間接税増徴が限界に達したことを明示していたが、さらに、一九〇二年に強行された関税改革の高度保護関税率は一九〇六年に発効して大衆の生活に圧迫を加えるにともない、そうした収奪の機構にたいする抵抗は

ひときわ激しさをましていた。右に述べたように、『間接税は帝国へ、直接税は各邦へ』といわれる帝国財政の連邦主義的機構は、一面では、帝国主義的発展にともなう軍事費の膨脹により限界に達し、また他面では、労働運動の昂揚にともないその安易な継続を許されえなくなっていたのである。ここに、帝国主義段階へ推移したドイツにおいて帝国財政改革問題が提起される必然性があり、またそれゆえにこそ、その改革の性格は、おのずから、帝国財政の連邦主義的制約を打破する『帝国直接税』の導入を、しかもなんらかの形態で有産階級にたいする『所有税』の導入を、日程にのせるものであった。つまり、帝国財政改革問題のうちには、ドイツの帝国主義的発展のための財政的基礎を創出しようとする企図が、帝制ドイツの連邦主義的政治構造にふれる内政改革として提起されざるをえないという、ヤーヌス的様相が示されるのであり、ここに問題点がある。以下、たち入って分析しよう。

(1) Wilhelm Gerloff, Der Staatshaushalt und das Finanzsystem Deutschands, im Handbuch der Finanzwissenschaft, Bd. III., 1929, S. 27.

(2) ibid., S. 18.

(3) 拙著『ドイツ金融資本成立史論』頁一五一参照。

(4) たとえば、一八八三年から一八九二年までの一〇年間、連邦各邦は、帝国から二三・七億マルクの交付金をうけ、同時に、一八・八八億マルクを連邦国費分担金として帝国へ納付していたのである（W. Gerloff, S. 34.）。

(5) Vgl. Karl Bachem, Vorgeschichte, Geschichte und Politik der Deutschen Zentrumspartei, Bd. IX., 1932, S. 226.

(6) W. Gerloff, S. 27.

(7) 拙著、頁二五九―二六〇参照。

一　帝国財政改革と『ブロック政策』

シュテンゲル（Hermann von Stengel）のいわゆる『小財政改革』および『大財政改革』を端緒として大きく浮びあがった帝国財政改革問題は、[1] ビューローの『ブロック政策』の展開のさなかには、内政上の最も主要な抗争点の一つをなし、ブロック解体の直接の契機とさえなるにいたった。この帝国財政改革の過程を『ブロック政策』の展開との関連において考察しよう。

一九〇六年一二月一三日、南西アフリカ植民地追加予算案の否決を契機に帝国議会は解散され、[2] 中央党の『牧師支配制』を媒介として成立していた『結集政策（ザンムルングスポリティーク）』は、ここに解体した。ビューローは、世界政策の理念を高くかかげて、自由派と保守派とのブロックを形成し、翌一九〇七年一月二五日の帝国議会選挙において勝利を収めた。[3] 中間層の右旋回により、自由思想人民党やドイツ人民党も世界政策を支持してブロック陣営へ参加し、社会民主党は決選投票で自由思想人民党の支持を失って議席数八一から四三へ転落したが、野党に転じた中央党は、一〇〇から一〇四へ議席数を増加して、依然として帝国議会最大の政党の地位を誇っていた。かくして、ビューロー・ブロックはその発足の当初から脆弱な基礎のうえにたっていた。第一に、ブロックの右派（保守党）と左派（自由思想連合・自由思想人民党・ドイツ人民党）とは内政改革をめぐり利害対立をはらんでいること。第二に、『結集政策（ザンムルングスポリティーク）』においては、強力な中央党が媒介して議会多数派が形成されていたのにたいして、『ブロック政策』においては、わずか五四議席を占めるにすぎない弱体の国民自由党がブロックの右派と左派とを媒介していたこと。第三に、ブロック内部の抗争が生ずるばあい、中央党が保守党と再び結集する可能性がつねに存在し、しかも、そのような中

央党が最大の議席数を占める野党であること。『ブロック政策』の脆弱性の主要な原因は以上の三点にあり、その意味で、「ブロック情勢の一切の困難を明らかにする支配的事実は、作為的な幻想的な公式のブロック多数派と、保守党と中央党とのさしあたりまだ潜在的な自然な多数派との、二つの多数派の並行である」といってもよい。[4] このような脆弱性をはらむビューロー・ブロックは、対外的には、三国協商体系による国際的包囲のさなかに、ドイツ帝国主義の基本線[5]にたいして打撃をあたえるバルカン危機に直面し、[6] 対内的には、自由派と保守派との抗争を鋭化する選挙法改正問題・デイリー・テレグラフ事件[7]や帝国財政改革問題に直面した。ジドウ(Reinhold von Sydow)の財政改革案が提起された一九〇八年の秋は、まさしくこのような諸問題の交錯、ドイツ帝国主義の危機的展開と内政改革運動の進展との交錯のさなかにあった。

(1) 〔I〕『小財政改革』(一九〇四年五月一四日の法律)は、フランケンシュタイン条款の修正という形態で、帝国財政の連邦主義的機構にたいする改革を企図した。その要点は次の二点にある。第一点。関税およびタバコ税の全額が帝国国庫へ納付され、右条款による連邦各邦への交付から除外された。しかしながら、印紙税・火酒消費税のほかに、新たに火酒醸造用槽税および火酒原料税が、右条款にしたがって連邦各邦へ交付される租税として規定された。第二点。連邦国費分担金は、従来のように帝国議会により確定された予算を基準としてではなく、会計年度末に事実上の不足額を填補するに必要な額だけ徴収されることとなった。〔II〕『大財政改革』(一九〇六年六月三日の法律)は、ビール醸造税・タバコ税・シガレット税・帝国印紙税等の税率引上げや課税対象の増加のほかに、帝国相続税を実現した。なんらかの形態で所有税を導入しなければ、帝国議会において財政改革案を成立させる見通しはなかったため、帝国相続税が提案されたのである。連邦各邦が相続税の徴収を担当し、その税収入のうち三分の二を帝国が、三分の一を連邦各邦がえた。この帝国相続税が大きな抗争をひきおこさなかったのは、配偶者および直系卑属の相続が免税とされていたためである。この点に改革の限界があった(K. Bachem, SS. 224-229, W. Gerloff, Die Finanz-und Zollpolitik des Deutschen Reiches, 1913, SS. 404-407, 427-439. 野津高次郎『独逸税制発達史』頁

一九八―二〇三参照)。

(2) 村瀬興雄『ドイツ現代史』頁一五〇～一五四参照。

(3) 保守党(六〇)帝国党(二四)反セム党(二一)国民自由党(五四)自由思想連合(一四)自由思想人民党(二八)ドイツ人民党(七)の議席数は合計して二〇八となり多数派を形成しえた(Vgl. Schulthess' Europäischer Geschichtskalender, 1907, SS. 14-15, Johannes Ziekursch, Politische Geschichte des neuen deutschen Kaiserreiches, Bd. III, 1930, S. 187.)。

(4) Hans Teschemacher, Reichsfinanzreform und Innere Reichspolitik 1906-1913, 1915, S. 18.

(5) バグダード鉄道政策(ベルリン‖ビザンツ‖バグダードを結合する三B政策)は、ドイツ帝国主義の基本線を示す。なお、この点について、中山治一『ドイツ帝国主義の基本的方向』名古屋大学文学部研究論集Ⅷ、頁一〇七―一一八参照。

(6) 一九〇八年七月の青年トルコ革命、一〇月五日のブルガリア独立宣言、一〇月五日のオーストリー‖ハンガリーのボスニア‖ヘルツェゴヴィナ併合等の一連の事件の生起をみよ。

(7) 選挙法改正問題とりわけプロイセン三級選挙法改正問題は、帝制ドイツの内政上の最も重要な問題であり、自由派が『ブロック政策』の展開にかけた最大の期待も、ここにあった。たとえば、マックス・ウェーバーのフリードリッヒ・ナウマン宛の一九〇八年四月二六日付および一一月五日付の書簡をみよ(ウェーバー『政治書簡集』相沢久訳、社会科学ゼミナール10、頁一九―一四)。反面、保守派が『ブロック政策』の展開にいだいた最大の危懼も、ここにあった。ユンカーの権力的地位を保証するプロイセン三級選挙法にたいする改革企図がおしすすめられることを危懼して、保守党は中央党と提携する道をもとめるにいたる。プロイセン三級選挙法改正問題と帝国財政改革問題との関連に留意せよ(Vgl. Erich Eyck, Das persönliche Regiment Wilhelms II., 1948, SS. 529-532)。帝国内政の議会主義化をめぐる抗争の契機となったデイリー・テレグラフ事件は、あたかも財政改革案が公開される直前一九〇八年一〇月一八日に発端、一一月一〇日―一一日の帝国議会での論議で頂点に達した(Vgl.Schulthess, 1908, S. 153 ff. 村瀬興雄、頁一六〇―一六二参照)。選挙法改正問題とデイリー・テレグラフ事件とによりブロック内部の自由派と保守派との抗争が鋭化し、この両派の抗争は帝国財政改革問題を直接の契機としてブロック解体に導く。

一九〇八年一一月一九日に帝国議会へ上呈された財政改革案は、歳計不足額概算五億マルクのうち、四億マルクを間接税により、一億マルクを所有税により、塡補しようとしていた。[1] この案をめぐる主要な抗争点は、火酒専売案と相続財産税案とにあった。相続財産税案は、配偶者・直系卑属を含む一切の相続人にたいして、相続財産額二万マルク以上に〇・五%乃至三%の累進課税を賦課することを規定してた。土地所有者にたいしては、収益の二〇倍を地価と定め、年賦納税を許容して、優遇がなされていたが、[2] 右の免税点の設定により課税の対象となったのは、穀物関税率の引上げから最大の利益を抽出する約一三〇万の農業経営者（総農業経営者の約二〇%）であって、[3] まさしくこの層の中核をなすユンカーは、保守党および農業者同盟を拠点として、相続財産税案に反撃を集中した。帝国議会第一読会（一九〇八年一一月二〇日―二八日）において、保守党のみでなく、中央党もまた相続財産税に反対の態度を示し、[4] 委員会審議（一九〇九年一月一九日開始）において政府案にもとづく相続財産税の成立の見通しはなかった。そこで、二つの代替提案がなされた。一つは、ブロック右派の提案であり、帝国党のガムプ（Karl von Gamp-Massauen）が連邦国費分担金の引上げを提案した。いま一つは、ブロック左派の提案であり、国民自由党および自由思想両党は帝国財産税を要求した。後者は否決され、ガムプ提案のみが、修正されて、副委員会に再提出された。それは、一九一四年までは連邦国費分担金の増徴にまつこととし、それ以降は連邦各邦が徴税を担当する帝国所有税を徴収し、そのための法案が一九一二年四月一日までに帝国議会へ提出されることを規定していた。自由派はこのような「所得・財産また相続財産の課税」[5]による帝国所有税の実現に疑念をいだいていたが、中央党は、そうした規定は連邦各邦の財政権にたいする過度の干渉として反対し、保守派と自由派との結合を阻止するためにヘロルド（Herold）提案を提出した。これは、即刻の帝国所有税の導入をうたって、自由派の意を迎えようとしてい

たが、事実上は連邦国費分担金の引上げを主張し、ただ「連邦各邦は、割当てられる国費分担金を、所有にたいする税によって徴収する義務を負う」ことを規定しているにすぎない。[6] つまり、土地所有者の優勢な邦議会では、『所有税』を会社設立税や利札税やを意味するものと解釈することも可能であった。それゆえに、このような一般的な規定は、一面、邦政府や保守派の同意を容易にしたが、他面、自由派の疑念をかきたてるものであって、副委員会ではなんらの決着も生じなかった。ついで、二月末葉に再召集された委員会において自由派は再び帝国財産税を提案したため、ガムプ提案とヘロルド提案とを加えて、三つの提案が審議され、中央党・ポーランド党および社会民主党の反対に抗して、さしあたって、ガムプ提案がブロック妥協案として採択された（三月四日）。[7] このように、相続財産税をめぐる抗争が展開されている間に、火酒税をめぐって新しい情勢が生みだされてきた。

政府の火酒専売案は委員会審議（一九〇九年一月二〇日―二一日）で否決され、その後、火酒税案について審議が継続されていた。火酒税には二つの税率があった。帝国内火酒消費高平均にしたがい連邦各邦に火酒醸造高の割当がなされ、総割当高については一〇〇リットル当り一〇五マルクの火酒消費税が、それを超過する部分については一二五マルクの火酒消費税が課されていたのである。火酒需要はつねに総割当高を凌駕していたため、火酒醸造業者は、総割当高の部分につき一〇〇リットル当り二〇マルクの特別利潤をえていた。これがいわゆる『愛の贈物（リーベスガーベ）』であり、いま、審議の対象となった。三月二四日の委員会において、政府はこの『愛の贈物（リーベスガーベ）』を次の五年間は一五マルクに切下げ、その後は一五マルクに固定することを提案した。これにたいして、自由思想両党は次の五年間は一〇マルクに切下げ、その後は五マルクに固定することを要求し、保守党は五年間の現状維持と一五マルクへの固定とを要求した。このとき、突如として中央党は二〇マルクの『愛の贈物（リーベスガーベ）』を恒久化することを提案した。[8] このよう

な中央党の行動は、南ドイツの火酒醸造業者の利害に呼応すると同時に、[9] これを契機に保守党と再び結集しようとする戦術的配慮により規定されていた。いまここに『黒＝青ブロック』が大きく浮びあがり、帝国財政改革の過程に転換点が生じた。火酒税案の審議のさなかに、保守党のノルマン（Normann）は、国民自由党のバッサーマン（Ernst Bassermann）を訪問して、保守党と協調するどのような政党とでも多数派を形成して財政改革を遂行し、連邦各邦の財政権に介入する一切の所有税を拒否する立場を明示したが、国民自由党はこれをブロックの解約告知とみなすことを声明したのである。[10]

右に述べたように、財政改革案をめぐる抗争は、ブロック内部の保守派と自由派との矛盾を鋭化させ、ビューロー・ブロックは解体の危機に瀕した。保守派は相続財産税を拒否し、自由派は火酒税の農業友好的規制を拒否したのであり、そうした矛盾にたいして、政府はなおも、相続財産税と火酒税との量的関係で両派の互譲をもとめて、財政改革案を成立させようと企図していた。政府は、農業者同盟を槓杆として相続財産税にたいする反対運動を展開する保守派に譲歩させるために、各種の工作を行った。政府の支持をうけて開催された第一回ドイツ官吏会議、[11] 宰相官邸での各種団体代表者の謁見、[12] 半官的な国民集会、大学教授の学術講演、中央や地方の新聞の動員等、いずれも保守派にたいする攻撃を展開し、政府案にもとづく財政改革の遂行を支持した。しかしながら、そうした政府の工作も逆効果をもたらしただけであり、『ブロック政策』は新しい民主的な政治形態への移行を意味すると煽動する中央党の戦術とあいまって、保守党は政府にたいする不信の念をあらたにしたのである。政府の工作にたいする反撃として、保守党は不動産および有価証券の増価税を要求し、相続財産税に代替させようとした（四月二二日）。[13] この保守党の帝国増価税案は、ディートリッヒ（Dietrich）提案として、委員会で審議され、多数派を獲得しえなか

ったとしても、中央党の支持をうけていた（四月二九日―五月一日）。[14] 保守党はさらに、右提案を改作して、不動産の増価税と有価証券の取引所上場税とを要求するリヒトホーフェン（Richthofen）提案を提出し、保守党・帝国党・中央党およびポーランド党の構成する新しい多数派は、さきのブロック妥協案（ガムプ提案）を拒否して、この提案を採択した（五月二一日）。[15] ついで、委員会審議において一切の相続財産税案が拒否されるにいたり（五月二二日）、[16] 相続財産税を自由派と社会民主党との多数派で保守派に抗して成立させ、間接税を保守派と自由派との多数派で社会民主党に抗して成立させる、という政府および国民自由党の戦術は挫折し、[17] 新しく形成された『黒＝青ブロック』の方向で、二〇マルクの『愛の贈物（リーベスガーベ）』を含む火酒税をはじめタバコ税や醸造税があいついて委員会で採択されていった。議事規程論争で自由派が委員会を離脱したのちは、残骸委員会が審議を強行して、穀粉販売税・石炭輸出税をはじめ取引所上場税や不動産増価税を採択した（五月二七日）。[18] 帝国財政改革がこのように『黒＝青ブロック』の主導のもとに展開されるにいたり、自由派はハンザ同盟（Verein Hansabund für Gewerbe, Handel und Industrie）に結集して反撃を加えようとした。六月一二日にベルリンに開催された創立総会には、工業・銀行・取引所・商業等の各界の代表者数千人が参加し、取引所上場税・穀粉販売税・石炭輸出税の導入に反対し、間接税と並行して相続財産税が実現されることを要求したのである。[19] こうした動向にもかかわらず、『黒＝青ブロック』は、さきに土地収用法（一九〇八年三月三日にプロイセン下院第三読会で成立）を施行した政府の退陣を欲するポーランド党とともに多数派を形成して、[20] 帝国議会第二読会（六月一六日―七月八日）において政府が再び提出した相続財産税案を否決した（六月二四日）。[21] かくて、若干の変容が加えられたとしても、[22] 間接税のみから構成される『黒＝青ブロック』の財政改革案が第三読会（七月九日―一〇日）で成立し、ビューローの退陣と『ブロック政策』の解体を招来した。[23]

第三表　ドイツ帝国議会の政党構成の推移（1871—1912）

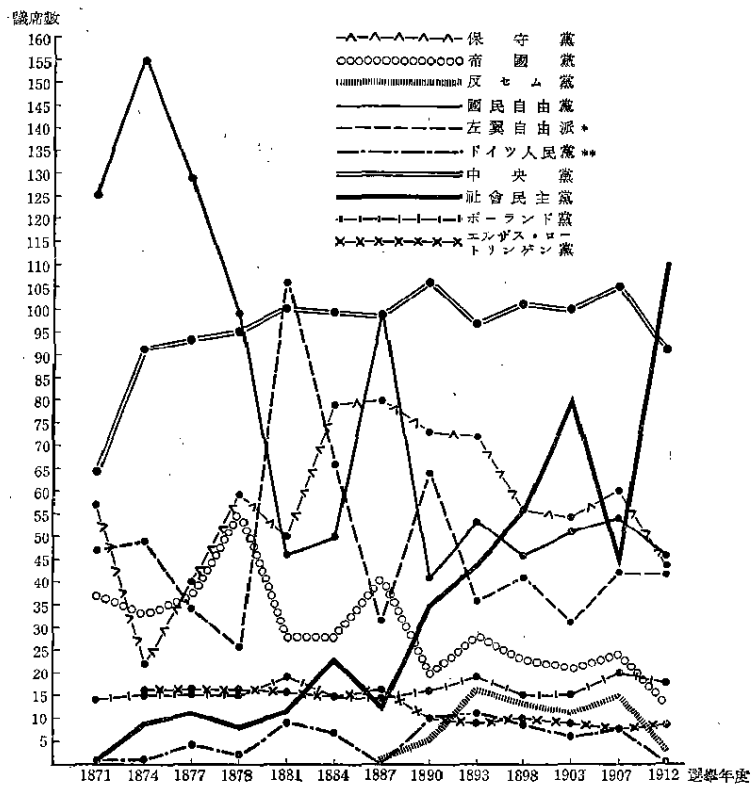

* 進歩党 1871—81，自由主義連合 1881（46人），自由思想党 1884—90，自由思想連合および自由思想人民党 1893—1907，進歩人民党 1912。

** 1910 年に自由思想両党とともに進歩人民党を形成する。

保守党および農業者同盟を主導して『プロイセンの無冠の帝王』[24]といわれたハイデブラント（Ernst von Heydebrand und der Lasa）は、第三読会において、次のようにいう、「……（相続財産税にたいする）われわれの同意をあたえないように根本的に最終決定的に規定したものは、われわれはこうした税のうちにほかならぬ一般的な所有税をみとめ、それ以外のものをみとめることができなかったという要因であり、さらにまた、ここに公然と告白するように、われわれはこうした一般的な所有課税を平等選挙権にもとづく議会団体の手中に委ねることを欲しないという要因であった。……なんとなれば、現在法案にもられている命題や規定が苛烈にされて、究極には所有の収奪に導くのを、引続いて有効に阻止しうる方策が存在しないからだ。……」と。[25]この告白に明らかなように、ユンカーは、普通・直接・秘密選挙によって選出され、みずからの代表勢力の減退傾向を示す帝国議会（第三表参照）[26]の手中で、連邦主義的機構を打破する帝国直接税として、所有課税がなされることを怖れたのである。ユンカーは、あくまで連邦主義的機構を擁護して、地方的プロイセン的利益を温存しようとしていた。もともとユンカーは、帝国の政策が特殊プロイセン的利益と一致する方向にある限りそれを支持するという連邦主義的な基本線をとっていたが、一八七九年の経済政策の旋回以降一八九〇年にいたるまでは、帝国の政策の基調がユンカーの階級的利益の擁護（クルス）にあったため、ビスマルクの政策を積極的に支持し、連邦主義的傾向を背景に潜めていた。しかしながら、『新（ノイエ）航路』の経済政策が展開され、帝国の政策が特殊プロイセン的利益と乖離する側面を示しはじめるにいたり、ユンカーは、そうした流れに抗してみずからの階級的利益を擁護するために、連邦主義的傾向を表面におしだしてきたのである。[27]周知のように、帝国の連邦主義的な小邦分立制と帝国にたいするプロイセンの制覇的地位とは表裏一体の関係にあり、[28]三級選挙法を楯杆としてプロイセンを支配するユンカーは、そうした関係にもとづいて、帝国にお

いてもその階級的利益を擁護しようとした。それゆえに、帝制ドイツの連邦主義的政治構造を維持し、プロイセンの三級選挙法を維持することは、ユンカーにとって死活問題であった。いま、『ブロック政策』がこのユンカーの階級的利益の根幹にふれる方向へ展開されることを危惧して、ユンカーはブロック解体を志向したのである。保守党の主導者ヴェスタルプ（Kuno von Westarp）は、帝国財政改革問題にたいする立場を次のように回顧している、「連邦主義の線と財産保護の線とが融け合っていた。それは……プロイセンにおいては……等級選挙法と上院とが、私有財産を……過度の租税立法による破壊から保護する政策を保証していたからである」と。[29]

(1) 財政改革案の要点は次の三点にあった。第一点。連邦国費分担金を人口頭割四〇プフェンニヒから八〇プフェンニヒへ引上げて、〇・二八億マルクの増収をえる。第二点。火酒専売一億マルク、タバコ税〇・七七億マルク、ビール醸造税一億マルク、ぶどう酒税〇・二億マルク、電気―ガス税〇・五億マルク、広告税〇・三三億マルク、以上合計三・八億マルクの増収をえる。第三点。相続財産税で〇・九二億マルクの増収をえる。（W. Gerloff, SS. 447–448）。

(2) 野津高次郎、頁二一九―二二二参照。

(3) Schulthess, 1909, S. 221.

(4) Schulthess, 1908, SS. 228–229.

(5) H. Teschemacher, S. 38.

(6) ibid., S. 38.

(7) ibid., S. 41.

(8) Schulthess, 1909, S. 109.

(9) H. Teschemacher, S. 49.

(10) Schulthess, 1909, SS. 109–110.

(11) ibid., S. 134 (18. April 1909)

(12) ibid., S. 135 (20. April 1909)
(13) ibid., SS. 141-146.
(14) ibid., SS. 160-162.
(15) ibid., S. 176.
(16) ibid., SS. 176-177.
(17) K. Bachem, S. 240.
(18) Schulthess, 1909, SS.186-190.
(19) ハンザ同盟の創立総会では、ドイツ産業家中央連合(Zentralverband deutscher Industrieller)の会長でありクルップの取締役会長でもあるレートゲル(Roetger)が財政改革のために工業・商業・銀行の各界の提携が必要であることを強調したのち、ドイツ銀行=金融業中央連合(Zentralverband des deutschen Bank=und Bankiergewerbe)の会長リーサー(Dr. Riesser)は、農業が政治的優越を極端に利用して経済的利益を追求していることを批判し、ハムブルク商業会議所会頭シンケル(Max Schinckel)もまた保守党の裏切行為を非難した。さらに、ベルリン商業会議所副会頭メンデルスゾーン(Franz von Mendelssohn)が有価証券にたいする課税に反対し、ドイツ最大の鉱山会社ゲルゼンキルヘンの専務取締役キルドルフ(Emil Kirdorf)が、租税や社会立法による企業の負担過重(いわゆる『産業負担』)に反対し、また石炭輸出税を非難した。さいごに、ドイツ商業会議(Deutscher Handelstag)の会長ケムフ(Käumpf)は、ドイツがとっくの昔に『商工業国』になっているのに、『農業国』当時の古い政治機構が支配していることを批判し、商工業の新しい飛躍のための地盤を拓くような財政改革がなされることを要求した(Schulthess, 1909, SS. 198-201)。
(20) E. Eyck, S. 534.
(21) 相続財産税案に反対したのは、中央党・ポーランド党の全部、保守党の大部分、帝国党の三名、経済連合の四名、改革党の二名、以上の一九四票で、賛成したのは、国民自由党・自由思想両党・社会民主党の全部、保守党の六名、帝国党の大部分、以上の一八六票であった(Schulthess, 1909, SS. 235-239., H. Teschemacher, S. 63.)。なお、社会民主党は、第三読会における最終投票までは党の法案にたいする影響力を拡張する伝統的な党の戦術にしたがって、第一読会および第二読会では相

続財産税案を支持したのである。相続財産税案は第二読会で否決されたため、第三読会での社会民主党の最終的態度を決定しないままで問題をのちにもちこした（Carl E. Schorske, German Social Democracy 1905-1917, 1955, p. 159）。＊ビューロー・ブロックの帝国財政改革にさいして社会民主党が直面した問題は、次の二点にあった。第一点。帝国直接税が実現されるがゆえに、巨額の軍事費の調達を企図する政府案を支持すべきか否か。第二点。自由主義政党との連合の基盤を作出して、保守派と自由派との矛盾を利用するために、政府案を支持すべきか否か。修正派はいずれをも可とし、急進派は否とした。社会民主党は、ブロック解体後、この問題を再びライプツィヒ党大会（一九〇九年九月一二日―一八日）でとりあげ、いずれ予想される帝国財政改革の新しい展開にたいして党の立場を明確にしようとした。第一点。租税問題。修正派は、現在の党には軍備政策を阻止する力をかくゆえ、軍備政策から生じる労働者階級の税負担をできる限り軽減するために、かねてからの党綱領の要求の一つであった帝国直接税を実現する機会をとらえるべきであり、帝国直接税それ自体が軍備政策と闘争する手段となる、と主張した。このように短期的物質的利益に着目する修正派にたいして、急進派は、軍備政策や帝国主義に反対する闘争こそ第一義的問題であって、帝国直接税のもたらす短期的物質的利益は、軍国主義および帝国主義との一切の妥協を排除する党の長期的原則的利益のために犠牲にされるべきであり、帝国直接税は間接税増徴を実現するための『無花果の葉』にすぎない、と主張した。こうした抗争にたいして、党大会は結論をうちだしえず、帝国議会議員団に決定権を委ねた。第二点。自由主義政党との連合の問題。『ブロック政策』の解体と『黒―青ブロック』の成立は修正派の昂揚に衝撃をあたえ、修正派は、『ベーベルからバッサーマンまで』のスローガンをうけ入れて、自由主義政党との連合を主張した。これにたいして、自由主義政党に根強い不信の念をいだいていた急進派は、あくまで内政改革を優先させる政策を好んだ修正派に否定的に反作用し、ことに当時の緊迫した国際関係が内政改革の誘惑に抵抗させたため、自由主義政党との連合よりもむしろ社会民主党の孤立を志向した。こうした抗争にさいして、租税問題では急進派の立場を支持したカウツキーは、この問題では中道を歩む中央派の立場を示す。つまり、自由主義政党との連合を達成するためには、社会民主党は自由主義政党にたいして独自のアジテーションをつずけなければならないと主張して、カウツキーは、社会民主党の孤立と反ユンカーの線での自由主義政党との連合とを統一しようとしたのだ。ところで、党大会は、この問題について自由主義政党との連合を支持する線をうちだして、ドレスデン党大会（一九〇三年九月一三日―一九日）以来の一大転換を行い、修正派の勝利を明示した（Cfr. C. E. Schorske, pp.

158-170)。

(22) 穀粉販売税・石炭輸出税・電気＝ガス税・広告税・ぶどう酒税は否決され、コーヒ＝茶関税・照明用品税・点火用品税・ビール醸造税・タバコ税・シャンペン酒税・火酒税が採択された。取引所上場税の替りに利札税が採択された。不動産増価税については、さしあたっては不動産印紙税を帝国印紙税として施行し、一九一一年四月までに不動産増価税について法案が準備されることとなった。それは、一九一〇年四月一五日に帝国増価税案として帝国議会へ提出され、一九一一年二月一四日の法律として公布された（野津高次郎、頁二二五―二三九参照）。

(23) 相続財産税案否決の直後、六月二六日、ビューローはカイザーに辞意を表明した。カイザーは、さきのデイリー・テレグラフ事件にさいしてのビューローの態度に憤懣をいだいており、ビューローの退陣をむしろ望んでいた。かくして、ビューローは、財政改革の終了まで形式的に留任し、七月一四日に辞任した。ベートマン＝ホルヴェークが替って宰相に就任した（E. Eyck, SS. 533-536)。

(24) E. Eyck, S. 530.

(25) Schulthess, 1909, SS. 258-259.

(26) Alexander Gerschenkron, Bread and Democracy in Germany, 1943, pp. 148-149. なお、村瀬興雄、頁三三四―三三五参照。

(27) Hans Booms, Die Deutschkonservative Partei, 1954, SS. 19-23, 79-95. 拙著、頁一六六―一五六参照。

(28) エンゲルスは、「『エルフルト綱領草案批判』において、社会民主党のかかげるべき政治的要求として、第一に、民主的共和国の形態の要求を指示し、第二に、それと相互規定的な関係にたつ次の要求を指示している、「ドイツの再編成。一方では、小邦分立状態が除去されねばならない……他方では、特殊のプロイセン主義がドイツに重荷を与えることがなくなるように、プロイセンは存在することをやめねばならず、いくつかの自治州に解消されねばならない。小邦分立状態と特殊のプロイセン主義とは、現在ドイツがその中にとじこめられている対立物の両面であって、そこでは一方の面がつねに他方の面の口実となり、存在理由とならざるをえないのである。なにがこれにかわるべきか？　私の考えでは、プロレタリアートが利用しうるのは、単一不可分の共和国の形態だけである」と（Marx・Engels・Lenin・Stalin, Zur deutschen Geschichte, Bd. II, 2., 1954,

S. 1135. マルクス＝エンゲルス選集邦訳、第十七巻下、頁三八八―三九〇参照)。なお、清宮四郎『ドイツ憲法の発展と特質』法律学体系第二部法学理論篇33、頁三一―四九を参照せよ。

(23) H. Booms, SS. 71-72.

二　帝国財政改革と『議会多数派』

一九一二年一月一二日―二五日の帝国議会選挙において、社会民主党は一一〇議席を占めて第一党へ躍進し、進歩人民党は四二議席、国民自由党は四五議席を占めたのにたいして、保守党は四三議席へ、中央党も九一議席へ転落し、帝国議会の政党構成に劃期的な推転がもたらされた(第三表参照)。ここに、『黒＝青ブロック』多数派は破砕され、『ベーベルからバッサーマンまで』の左派ブロックが実現されうるかのような情勢が生じてきたが、さしあたっては『黒＝青ブロック』の支配をゆるがすことはできなかった。六月一四日に公布されたいわゆる『二重国防法案』の審議にさいしても、相続財産税案は流産に終り、火酒にたいする『愛の贈物』が放棄されただけで、『黒＝青ブロック』の間接税増徴による軍事費調達が強行されたのである。[1] しかしながら、第一次バルカン戦争を契機に大きく浮びあがった陸軍拡張法案は再び帝国財政改革問題を提起し、それをめぐる抗争から新しい『議会多数派』が形成されて改革を遂行するにいたった。

参謀本部第二課長にルーデンドルフ(Erich Ludendorff)が任命された直後に第一次バルカン戦争が勃発し(一九一二年一〇月八日)、国防協会は参謀本部の軍拡派と協働して、陸軍増強の運動を展開した。宰相や陸相ヘーリンゲン(Josias von Heeringen)は、はじめは陸軍増強に反対していたが、バルカンにおけるトルコの敗戦により情

勢が急激に変化したため、翌年一〇月一日までに新しい陸軍増強が不可欠であることを承認するにいたった（一一月中旬）。しかしながらなお、陸軍増強案については、参謀本部と陸軍省との間に激しい対立があった。東西二正面作戦を想定して増員三〇万人と年間徴兵一五万人とを要求する参謀本部の陸軍増強案（『ルーデンドルフ・プログラム』）にたいして、陸軍省の陸軍増強案覚書は、参謀本部の固執する三軍団増設を拒否していたのである。この抗争も、帝国議会での苦戦を怖れた宰相が陸相を支持したため、陸軍省の勝利に終り、その陸軍増強案は二月二五日に完成された。[2] あたかも、一八一三年の百周年回想の年にあたり、国防協会や汎ドイツ連盟等の圧力集団の活潑な運動とあいまって、軍備政策に有利な気運が醸成されており、軍備政策それ自体に反対する勢力は脆弱であったため、抗争の中心は財政上の負担問題にあった。

三月二八日、『北ドイツ一般新聞』は国防法案およびそれに付属する財政法案について報道した。国防法案は、士官四、〇〇〇名、下士官一五、〇〇〇名、兵卒一一七、〇〇〇名の増加を要求し、陸軍平時兵力の五四万名から六六万名への増強を企図していた。この陸軍増強のために、経常支出三・九六億マルク（一九一三年〇・五四億マルク、一九一四年一・五三億マルク、一九一五年一・八六億マルク）、臨時支出八・九八億マルク（一九一三年四・三五億マルク、一九一四年二・八五億マルク、一九一五年一・七五億マルク）、合計一二・九一億マルクが計上されていた。[3] このような巨額の支出を填補するために、財政法案は二つの新しい財源をもとめた。一つは、国防分担金であり、臨時費を填補するための一回限りの臨時の財産税であった。いま一つは、経常費を填補するために、国防分担金の収入に応じて賦課される特別の連邦国費分担金であり、それは、連邦各邦が財産・所得または相続財産に課税して調達する義務があり、一九一六年四月一日までにそうした財産課税を導入しない連邦各邦には、連邦参議院の決定によって財産増

加税が導入されることになっいた。[4] 右のような概要の国防法案および財政法案は、四月七日―一二日の帝国議会第一読会で審議された。国防法案については、社会民主党・ポーランド党およびエルザス＝ロートリンゲン党の反対をみただけであり、一般に、第一次バルカン戦争におけるトルコの敗北と崩壊によりヨーロッパの力関係が推転したとする提案理由が容認され、国際関係の緊迫は国防法案に有利に作用していた。では、財政法案についてはどうであったか。抗争の焦点は帝国直接税の導入の問題にあり、帝国財産税の導入や王侯の納税義務を要求する社会民主党・進歩人民党・国民自由党と、それを拒否する保守党とは真正面に対立した。[5]

さきにも指摘したように、帝国財政改革問題のうちには、ドイツの帝国主義的発展のための財政的基礎を創出しようとする企図が、帝制ドイツの政治的支配者ユンカーの階級的利益の根幹にふれる内政改革として提起されるという様相が示されていたため、保守党と社会民主党とは、まさしく対照的な意味で困難な事態に直面した。保守党は、軍備政策を要求しながら、しかもその財政的基礎をなす財政改革を拒否するという矛盾した立場にたざるをえなかった。かくして、保守党は、財政改革のために左派ブロックの形成されることを警戒して、国防法案と財政法案とが無条件に同一の政党構成で採択されることを要求し、[6] あくまで帝国財政の連邦主義的機構を維持して特殊プロイセン的利益を擁護しようとしていた。[7] これにたいして、社会民主党は、一九〇九年のビューロー・ブロックの財政改革のさいに経験した矛盾に、再び直面した。帝国直接税が実現されるがゆえに、巨額の軍事費を調達しようとする財政改革を支持すべきか否か。財政改革を支持して内政改革を推進するか、それともそれを拒否して帝国主義に反対するか。社会民主党はこうした二者擇一のまえにたたされた。しかも、一九〇九年には、社会民主党が支持をあたえたとしても、財政改革は実現しえなかったが、いま一九一三年には、社会民主党の票は決定的であり、

財政改革の運命を左右しえたのである。それだけに党内の抗争は鋭化し、急進派のみでなく中央派の大部分も、内政改革のための帝国主義との妥協を拒否していたが、党および労働組合の組織を把握する修正派の主導のもとに、社会民主党は帝国直接税の導入を支持する方向にすすんだ。[8]

さて、帝国議会第一読会の終了後、委員会において国防法案の審議が継続され、その第一読会は五月二五日に終了した。そのさい、国防法案の第二読会に向うか、それとも財政法案の第一読会に向うかという問題が生じ、『黒＝青ブロック』の抵抗を排除して左派ブロックは国防法案の第二読会を開始することを決定した（五月二八日）。こうした新しい戦略配置は、『ベーベルからバッサーマンまで』の左派ブロックによって財政改革が遂行され、しかも社会民主党が決定的役割を演じることを明らかにしていた。[9] 委員会は六騎兵連隊新設要求を三騎兵連隊新設に削減した以外では政府の国防法案を採択し、翌二九日に財政法案の第一読会を開始した。ここに本来の困難があった。まず、国防分担金は副委員会で迅速に処理された。それは一回限りの課税であったため、その採択に問題はなかったが、政府案に修正が加えられた。政府案は、一万マルク以上の財産をもつ一切の自然人に〇・五％の財産税を規定し、五万マルク以上の所得から二％を徴収する所得税によって補充されていた。これにたいして、左派ブロックは財産税については〇・一五％（一万マルク乃至五万マルクの財産）から一・五％（一〇〇〇万マルク以上の財産）にいたる累進課税率と免税点の引上げ（所得四〇〇〇マルク乃至二〇〇〇マルクは三万マルク、所得二〇〇〇マルク以下は五万マルク）とを要求し、所得税については一％（五〇〇〇マルク乃至一万マルクの所得）から八％（五〇万マルク以上の所得）にいたる累進課税率を要求し、これを実現したのである。[10] 右の国防分担金の審議と並行して、委員会は経常費の填補のための政府案について審議をすすめていた。左派ブロックの要求する帝国財産税を政府が拒否することが予想され、

帝国議会解散の噂さえとびかった。『黒＝青ブロック』は敗北の危機にさらされるにいたり、中央党は、左派ブロックの優勢な票数に対抗して保守派の敗北にまきこまれるよりは、左派ブロックと妥協して財政改革に関与しようとした。はじめ、中央党は、財政改革にたいして最終的態度を表明しない戦術をとっていたが、中央党内部の支配層の交替にともない、南西ドイツ翼を基盤として急速に抬頭してきたエルツベルガー(Matthias Erzberger)の主導のもとに右の転向を行ったのである。[11] 六月一〇日に国防法案の帝国議会第二読会が開始され、社会民主党のノスケ(Gustav Noske)にたいして、中央党のエルツベルガーが反撃し、従来の『黒＝青ブロック』の見地を代表していたが、これも、左派ブロックとの結合を隠蔽するための戦術的配慮により規定されていた。中央党は、「祖国の安全と強化のために犠牲」を担う用意のあることを表明し（六月一三日）[12]、社会民主党・進歩人民党・国民自由党の左派ブロックとともに、政府に補充法であった帝国財産増加税を無条件の現行法となすように強制することを承認したのである。舞台裏でのエルツベルガーやバッサーマンの協議の結果[13]、こうした中央党の転向が招来されたのちに、委員会は、まず、国防分担金の政府案を拒否して修正案を採択し（六月一八日）、ついで、帝国財産増加税を採択した（六月二七日）[14]。国防法案および財政法案の帝国議会第三読会は、六月二八日―三〇日に開催され、国防法案は社会民主党・ポーランド党・エルザス＝ロートリンゲン党の反対に抗して採択されたのにたいして、財政法案のうち、国防分担金法案は、ポーランド党とエルザス＝ロートリンゲン党の反対があったのみで、保守党と社会民主党との支持をもえて採択され、帝国財産増加税法案は、保守党の孤立した反対を排して、社会民主党・進歩人民党・国民自由党および中央党の新しい『議会多数派』によって採択された[15]（賛二八〇票対否六三票、棄権二九票、中央党議員のうち二名は否、二二名は棄権）[16]。ここに、帝国財産増加税の形態で最初の帝国直接税が実現されたのである。

右に述べたように国防法案と財政法案は異った政党構成によって採択され、財政改革をめぐる抗争の過程から、『黒＝青ブロック』に替っていわゆる『ベートマン・コンビナティオン』が浮びあがってきた。[17] つまり、『ベーベルからバッサーマンまで』の左派ブロックの形成とそれにともなう中央党の転向により、『ワイマール連合』の原型ともいうべき新しい『議会多数派』が登場しきたったのであり、[18] それは、なによりもまず、体制内的存在へ転換した社会民主党を一翼としている点で劃期的な意義をもっている。

(1) 一九一一年七月一日、ドイツ軍艦のアガディール港派遣を契機に、第二次モロッコ事件が勃発し、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ併合事件以来の緊迫した国際関係を生じた。そうした情勢のさなかに、ティルピッツは戦列艦について対英二対三の比率を実現する艦隊増強のための運動を展開した(G. W. F. Hallgarten, Imperialismus vor 1914, Bd. II., 1951, S. 201, Vgl. Rudolf Stadelmann, Deutschland und Westeuropa, 1948, S. 104)。ベートマン＝ホルヴェークは、一面では、艦隊増強のための唯一の財源は、配偶者および直系卑属にたいする相続財産税であることを指示して、『黒＝青ブロック』の反撃を利用することにより、他面では、陸相ヘーリンゲンに接近して、陸軍増強により、艦隊増強を抑制しようとした。陸相は、陸軍増強が貴族の士官団独占を脅威することを怖れていたが、参謀本部は陸軍増強に傾いていった。ティルピッツが、戦列艦年三隻建造テムポの固定化を要求する艦隊法改正条令を一〇月一八日に完成し、この条令を一九一二年度予算案にくみ入れることにカイザーの同意をえるにいたり、陸相は陸軍増強を主張するにいたった。かくして、陸海いずれの予算も引上げる『二重国防法案』を招来したのである(G. W. F. Hallgarten, Bd. II., SS. 202-225)。そのさい。相続財産税案が流産に終ったのは、国民自由党の右旋団による。国民自由党内部には、内政改革を志向する『青年自由主義』翼とそれに対立する重工業翼とがあり、そうした左右両派の対立の均衡のうえにたってバッサーマンが主導していた。一九一二年三月に国民自由党執行部の右派は、バッサーマンに反撃を加え、執行部運営委員会から左派のフィッシャー(Fisher)やシュトレーゼマン(Gustav Stresemann)を除名し、『青年自由主義』の全国的組織をも廃止させるにいたった。かくして、党内で相続財産税の最も主要な支持者であった『青年自由主義』翼は窮地におとし入れられ、国民自由党は、間接税により軍事費を調達する線で、『黒＝青ブロック』

と提携したのである（C. E. Schorske, pp. 156–158, 238–239）。『二重国防法案』は一九一二年四月二二日に帝国議会に上呈され、社会民主党の孤立した反対をうけただけで五月二二日に成立した。その審議のおり、『黒—青ブロック』の主農論者は、突如として火酒にたいする『愛の贈物（リーベスガーベ）』を放棄して、国防法案にたいする反対派を萌芽のうちにつみとった。しかも酒精工業のカルテル化の進展により、『愛の贈物（リーベスガーベ）』の断念も主農論者にとってなんら犠牲をもたらすものではなかったといわれる（Vgl. G. W. F. Hallgarten, Bd. II, SS. 227–230）。

(2) Hans Herzfeld, Die deutsche Rüstungspolitik vor dem Weltkriege, 1923, SS. 47–72.

(3) Schulthess, 1913, SS. 102–104.

(4) Wilhelm Gerloff, Die Reichsfinanzgesetzgebung von 1913, 1914, S. 19. なお、財源として、現行関税ならびに租税収入増、会社定款ならびに保険受領書の印紙税徴収、連邦各邦の相続権の拡張等が問題となっている（Vgl. Schulthess, 1913, SS. 104–106）。

(5) Schulthess, 1913, SS. 128–189.

(6) 保守党系の『クロイツ・ツァイトゥング』（Kreuzzeitung）の二月九日の論説の主張（H. Herzfeld, S. 98）。

(7) 三月一三日にベルリンに開催された保守党大会において、ヴェスタルプは、保守党の帝国議会議員団の立場について、陸軍増強のために一回限りの財産税の徴収を容認するとしても、連邦各邦の財政権が保護され、財産税の査定や徴収が連邦各邦に委任されることを要求する点を明らかにした（Schulthess, 1913, S. 100）。さらに、ヴェスタルプは帝国議会第一読会（四月一〇日）において、相続財産ことに直系卑属の相続財産に財産増加税を課することに反対したほか、王侯は連邦各邦で直接税を課されていないこと、帝国は連邦であってその権限はただ各邦からのみ派生すること、以上二点を強調して王侯の免税を擁護した（ibid., SS. 174–175）。

(8) 社会民主党の帝国議会議員団は票決により態度を決定し、帝国直接税に賛成投票することについて、賛五七票、否三七票、棄権七票となり、議員団は一括賛成投票することを決定したのである。ローザ・ルクセンブルクは、「もし、議員団の決議の立場をとるならば、戦争が勃発しこの事実が変更されえないとすれば、そしてそのとき、費用が間接税かそれとも直接税かいずれによって填補されるべきかという問題が生ずるならば、そのばあい論理的に戦費協賛を支持する状態に入りこむであろ

う」と述べて（C. E. Schorske, pp. 226-267）、一九一四年八月四日の社会民主党の軍事予算協賛の立場を予見している。なお、この点について、大内兵衛『ドイツ社会民主党の租税に関するテーゼ』大原社会問題研究所雑誌第七巻第一号、頁二七四―一九二、および、広田司郎『ドイツ社会民主党の財政政策について』山口経済学雑誌第四巻第七・八号、頁四二、を参照せよ。

(9) H, Herzfeld, S. 109.

(10) Vgl. W. Gerloff, S. 20-37., H. Herzfeld SS. 109-110. 財産税の課税対象は、帝国内の土地財産（付属物を含む地片）、経営財産（農林業・鉱業またはその他の営業に用いられる財産）、資本財産であり、査定は一九一三年一二月三一日を基準とした。査定は前二者については収益を基礎として行われたが、そのさい、農林業に用いられる土地は、純収益の二五倍をもって収益価値とされたため、土地所有者を優遇することとなった。なお、国防分担金ならびに帝国財産増加税の査定や徴収にかんしては連邦各邦の機関に委任された。

(11) Vgl. H. Herzfeld, SS. 89-90., G. W. F. Hallgarten, Bd. II., S. 33.

(12) H. Herzfeld, S. 112.

(13) Vgl. G. W. F. Hallgarten, Bd. II., SS. 325-326.

(14) Schulthess, 1913, S. 269.

(15) 帝国財産増加税は、国防分担金の査定を基準として、三年毎に確定される財産増加について課税される。第一回は一九一四年一月一日から一九一六年一二月三一日までの三カ年である。政府案にたいして若干の修正が加えられた。納税主体は個人であったが、その免税点は、財産額六、〇〇〇マルク以下、財産増加額二、〇〇〇マルク以下とする政府案にたいして、財産額二万マルク以下、財産増加額一万マルク以下へ引上げる修正がなされた。税率は、政府案では、財産増加額二・五万マルクまで〇・五%、二・五万マルク乃至五万マルク〇・六%、五万マルク乃至七・五万マルク〇・七%……七五万マルク乃至一〇〇万マルク一・四%、一〇〇万マルク以上一・五%となっていたが、この累進課税率〇・五～一・五%が〇・七五%～一・五%へ修正された。なお、財産額が一〇万マルクを超過するばあい、一〇万マルク乃至二〇万マルク〇・一%、二〇万マルク乃至三〇万マルク〇・二%……五〇〇万マルク乃至一、〇〇〇万マルク〇・九%、一、〇〇〇万マルク以上一%の税率を付加する

政府案は無修正のまま成立しているから、帝国財産増加税の累進課税率は、政府案の〇・五％～二・五％から〇・七五％～二・五％へ修正されたわけである。ところで、財産増加は、相続や贈与による財産増加、投機や景気変動による財産増加、節約による財産増加等一切の財産増加を含み、ここに以前に拒否された相続財産税が帝国財産税の枠内で偽装された形態で通過させられている点が注目に値する。すなわち、直系卑属の相続財産にたいしても帝国財産増加税が課されたのである。ただ同居する夫婦の財産は合算されて課税されたため、配偶者の死亡による相続財産にたいしては課税されないことになる。この点に一つの抜け道があった(Vgl. W. Gerloff, SS. 37-48)。

(16) K. Bachem, S. 251.

(17) G. W. F. Hallgarten, Bd. II., S. 326.

(18) ショースクは一九〇六年にビューローに植民地行政の改革を迫った中央党・自由思想両党・社会民主党の動向のうちに、「ワイマール連合のほのかな前兆」を認めているが(C. E. Schorske, p. 59)、やはり新しい『議会多数派』の形成を問題としうるのは、一九一二年の帝国議会選挙による『黒＝青ブロック』多数派の破砕以後であり、一九一三年の財政改革問題やツァーベルン事件をめぐる抗争は、そうした新しい政治情勢を端的に表現している。なお、この点については、G. W. F. Hallgarten, Bd. II., S. 326, J. Ziekursch, Bd. III, S. 256. 村瀬興雄『ドイツ革命史の諸問題』思想一九五七年第二号、頁一三七、および、篠原一『ドイツ革命史序説』頁一二―二四を参照せよ。

――一九五七年二月四日稿――